

令和 5 年 3 月 31 日

社会福祉法人 錦江会

一般事業主行動計画

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定する

1 行動計画期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間

2 目標と取組内容

目標 労働者 1 人当たりの月平均残業時間を 7 時間以内とする

取組 令和 5 年 4 月～
定時退社の呼びかけをする

令和 5 年 4 月～
業務の優先順位付けや業務分担の見直しを行う